

令和6年4月1日から

# 相続登記が 義務化されます！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

詳しくは



法務省 相続登記

検索



- 相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。
- 施行日前に相続によって不動産を取得した場合は、**令和6年4月1日から3年以内**に相続登記をしなければなりません。

お問合せはこちらまで

旭川地方法務局登記部門  
名寄支局  
紋別支局

0166-38-1161  
01654-2-2349  
0158-23-2521

留萌支局  
稚内支局

0164-42-0492  
0162-33-1122

# 相続登記に便利な制度があります！

相続が始まる前に

## じひつしょうしょいごんしょほかんせいど 自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な  
遺言書を守ります

遺言書ほかんガルー



遺言書の保管の申請には**3,900円**がかかります。  
手続には**予約**が必要です。



法務省 遺言書

検索

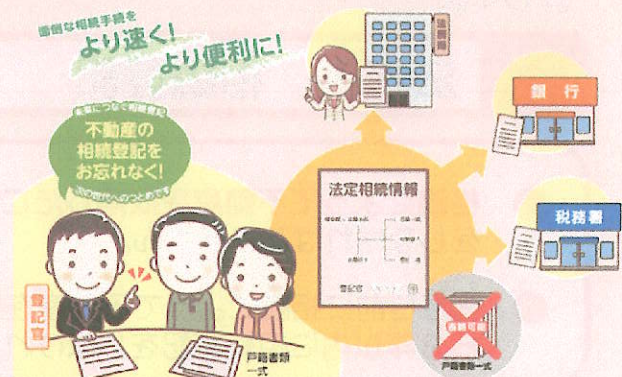


相続手続のときに

## ほうていそうぞくじょうほうしょうめいせいど 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、被相続人名義の預金の払戻しや相続登記などの各種相続手続で、**戸籍書類一式の提出の省略**ができます。

また、**手数料は無料**で、必要な枚数は何枚でも取得できます。



法務局 法定相続

検索

